

 国家税務総局によるクロスボーダー人民元決済パイロット企業の審査及び輸出貨物税還付（免除）に関する事項の通知

2010年7月20日
第9号

企画部 調査課

2010年6月29日付けで、国家税務総局が「クロスボーダー人民元決済パイロット企業の審査及び輸出貨物税還付（免除）に関する事項の通知」（国税函【2010】303号 以下は「通知」と略称）を公布した。これはクロスボーダー人民元決済試行が拡大された後、税務方面の関連通知として、パイロット企業審査に係わる要求及びクロスボーダー人民元決済に係わる輸出税還付関連等内容が含まれている。

2010年6月17日付けで、中国人民銀行等6部門は連合で「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」（銀発【2010】186号）¹を公布しており、クロスボーダー人民元決済に係わる国内パイロット地域が従来の5都市から20省（都市、自治区）まで拡大され、国外対象地域は全世界まで拡大、対象業務は従来の貨物貿易からサービス貿易とその他の経常項目決済まで拡大等大幅に緩和措置が取られた。うち、輸入サイドはパイロット地域にある企業であれば、パイロット企業と非パイロット企業を区分せずにクロスボーダー人民元決済を取扱できる一方、輸出サイドはパイロット企業管理制度を保留し、パイロット企業として関連部門により審査認定された上、輸出税還付申請が可能だと規定している。クロスボーダー人民元決済試行の拡大に伴い、パイロット企業審査認定の基準がどうなるか等についてかなり注目を集めている。

輸出貨物税還付（免除）及びパイロット企業の審査については、2009年8月と9月に、すでに国家税務総局によるそれぞれ関連通知²が公布されており、適用地域は当初のパイロット地域であった上海、深セン市、広東省に限定されていた。このたび公布された「通知」に盛り込まれた輸出貨物税還付（免

¹ 詳細については、当行2010年7月2日付けのBTMU (China) 実務・制度ニュース・レター第6号をご参照。

² 輸出貨物税還付（免除）に関して、国家税務総局が2009年8月に（国税函【2009】470号）を公布した。クロスボーダー貿易人民元決済に係る輸出貨物税額還付（免除）手続を明確にした。

パイロット企業の審査認定に関して、国家税務総局により「クロスボーダー人民元決済パイロット企業の審査認可業務に関する事項の通知」（国税函【2009】356号）が公布されており、パイロット企業認定の基準等について明確した。

除) 及びパイロット企業の審査の関連内容は従来の関連規定とほぼ同じであり、主要変更点としては、適用地域が従来のパイロット地域であった上海市、深セン市、広東省から試行拡大後の 20 パイロット地域まで拡大された。また、国家税務局がクロスボーダー人民元決済に係わる輸出税還付に応じて、輸出税還付システムに対して、グレードアップを行った。企業は関連データ申告の際にオペレーション上の対応すべき点³がある。

「通知」の主要内容はまとめてみると、以下のとおりである。

一、パイロット企業審査関連⁴

パイロット企業が備えなければならない条件は下表のとおり。パイロット地域の税務機関は、厳格に下表のように明確になった条件に基づき、試行輸出企業に対して条項毎に審査し、「クロスボーダー貿易人民元決済パイロット企業審査表」(添付 1) を記入した上、当該地域の仮批准の企業リストと「クロスボーダー貿易人民元決済パイロット企業審査総表」(添付 2) を国家税務総局(貨物労務税司)に報告する。

- ✓ 財務会計制度が健全であり、税金の未納がないこと。
- ✓ 貨物輸出の税還付(免除)の実績を2年以上持ち、日常の貨物税還付(免除)を申告する際に、正確で且つ規制を守り、税務機関の要求に従い税還付(免除)の関連資料が保管できること。
- ✓ 最近の2年間のうち、「四自三不見」(注)の規制違反がないこと。
- ✓ 最近の2年間のうち、密輸、税金の追納を逃避し、納税抵抗、税金還付を詐欺するなどの違法行為がないこと。
- ✓ 最近の2年間のうち、偽造発票(農産物買い付けの発票を含む)又は偽造増値税専用発票で輸出貨物税還付(免除)を申請したことがないこと。
- ✓ 審査中、税法違反の疑いで検査を受けたことがないこと。

注:「四自三不見」とは、顧客は自らで所有し、仕入れ先は自らで所有し、為替手形は自らで所有し、通関は自らで行い、及び輸出貨物が見えない、サプライヤーが見えない、外国貿易相手が見えないという国際貿易の規制違反の現象のことを言う。

³ 詳細については、添付ファイル3ご参照。

⁴ パイロット企業審査関連内容は国税函【2009】356号とほぼ同じ。

二、輸出税還付（免除）関連⁵

◆輸出税還付（免除）に係わる税務局の要求

<ul style="list-style-type: none">✓ パイロット企業はクロスボーダー貿易人民元決済方式の輸出貨物税核還付（免除）を申告手続きする際、輸出外貨受取照合書を提出する必要はない。✓ 主管税務機関に単独で申告すること。✓ その他の輸出貨物と一緒に申告する場合、申告表においてクロスボーダー貿易人民元決済の輸出貨物通関申告書に対してマークを明記すること。
<ul style="list-style-type: none">✓ パイロット地域の税務機関は、関連税務還付（免除）を受理した後、輸出外貨受取照合書の審査及び関連情報の照合を行わない。✓ 輸出税額還付審査システムにより生じる関係する輸出外貨受取照合書の疑問点は手作業で調整することができる。
<ul style="list-style-type: none">✓ 「弁法」の第二十三条に規定される事情⁶に属するパイロット企業については、関連データ、資料の提出及び台帳構築をパイロット企業に要求することができる。✓ 必要がある場合、関連状況の書面説明の提出をパイロット企業に要求することができる。✓ 弁法の第十八条⁷の関連規定によって、銀行に対してクロスボーダー貿易決済のデータ、資料の提出することができる。

クロスボーダー人民元決済試行の拡大後も、貨物輸出についてはパイロット企業の認定管理制度が残るので、国家税務総局は従来のパイロット企業審査及び輸出税還付の関連通知に基づき、本「通知」を公布した。クロスボーダー人民元決済に係わる貨物輸出パイロット企業審査認定及びパイロット企業の輸出還付（免除）について、国家税務総局は引き続き慎重に行うものと見られる。

⁵ 輸出税還付（免除）関連内容は国税函〔2009〕470号とほぼ同じ。

⁶ 「弁法」の第二十三条に「貨物輸出後 210 日に達した時に、パイロット企業が依然として人民元貨物代金を域内に回収していない場合、5 営業日以内に域内セトルメント銀行を通じて当該貨物の未回収貨物代金の金額及び対応する輸出通関申告書番号を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付し、且つ域内セトルメント銀行に関連資料を提出しなければならない。」と規定している。

⁷ 「弁法」の第十八条に「パイロット企業のクロスボーダー人民元決済は外貨核銷管理に組み入れず、通関と輸出貨物税額還付（免除）手続を行う際に外貨核銷単を提出する必要はない。域内セトルメント銀行と域内エージェント銀行は、税務部門の要求に従い、法により税務部門にパイロット企業のクロスボーダー貿易人民元決済のデータ、資料を提出しなければならない。」と規定している。

以下は「通知」の原文と仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家税务总局关于跨境贸易人民币结算试点企业评审以及出口货物退（免）税有关事项的通知</p> <p>国税函【2010】303号</p> <p>北京、天津、内蒙古、辽宁、上海、江苏、浙江、福建、山东、湖北、广东、广西、海南、重庆、四川、云南省（自治区、直辖市）国家税务局，大连、宁波、青岛、厦门、深圳市国家税务局：</p> <p>根据《中国人民银行财政部 商务部海关总署 国家税务总局银监会关于扩大跨境贸易人民币结算试点有关问题的通知》（银发〔2010〕186号）文件规定，你地区被列为跨境贸易人民币结算试点地区。现将跨境贸易人民币结算试点企业评审工作以及出口货物退（免）税有关事项通知如下：</p> <p>一、试点企业评审工作要求</p> <p>（一）试点地区税务机关应按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行财政部 商务部 海关总署国家税务总局中国银行业监督管理委员会公告〔2009〕第10号，以下简称《管理办法》）有关规定，对试点企业进行评审。试点企业应具备以下条件：</p> <p>1. 财务会计制度健全，且未发生欠税的；</p> <p>2. 办理出口货物退（免）税认定2年以上，且日常申报出口货物退（免）税正常、规范，能按税务机关要求保管出口退税档案资料；</p> <p>3. 近二年未发现企业从事“四自三不见”等不规范业务；</p> <p>4. 近二年未发生偷税、逃避追缴欠税、抗税、骗取出口退税等涉税违法行为；</p>	<p>国家税務総局によるクロスボーダー人民元決済パイロット企業の審査及び輸出貨物税還付（免除）に関する事項の通知</p> <p>国税函【2010】303号</p> <p>北京、天津、内モンゴル、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南省（自治区・直轄市）国家税務局、大連、寧波、青島、アモイ、深圳市国家税務局：</p> <p>「中国人民银行財政部 商務部税関総署国家税務総局銀行監督会 クロスボーダー貿易人民元決済試行拡大に関する問題の通知」（銀發【2010】186号）の規定により、貴地域がクロスボーダー貿易人民元決済のパイロット地域として挙げられた。クロスボーダー貿易人民元決済につき、パイロット企業の審査業務及び輸出貨物の税還付（免除）等の事項に関して、以下の通り通知する：</p> <p>一、パイロット企業審査業務への要求：</p> <p>（一）パイロット地域の税務機関が「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理法」（中国人民银行財政部 商務部税関総署国家税務総局銀行監督会公告【2009】10号、以下「管理法」と略称）の関連規定に基づき、パイロット企業へ審査を行わなければならない。パイロット企業は以下の条件を揃えなければならない：</p> <p>1、財務会計制度が健全であり、税金の未納がないこと；</p> <p>2、貨物輸出の税還付（免除）の実績を2年以上持ち、日常の貨物税還付（免除）を申告する際に、正確で且つ規制を守り、税務機関の要求に従い税還付（免除）の関連資料が保管できること；</p> <p>3、最近の2年間のうち、「四自三不見」（注）の規制違反がないこと。</p> <p>注：「四自三不見」とは、顧客は自らで所有し、仕入れ先は自らで所有し、為替手形は自らで所有し、通関は自らで行い、及び輸出貨物が見えない、サプライヤーが見えない、外国貿易相手が見えないという国際貿易の規制違反の現象のことを言う。</p> <p>4、最近の2年間のうち、密輸、税金の追納を逃避し、納税抵抗、税金還付を詐欺するなどの違法行為がないこと；</p>

<p>5. 近二年未发现虚开发票（含农产品收购发票）和使用虚开的增值税专用发票申报出口退税等问题；</p> <p>6. 评审期间未涉及有关税务违法案件检查。</p> <p>（二）试点地区地（市）税务机关应严格遵照上述标准，逐项对试点出口企业加以评审，填写《跨境贸易人民币结算试点企业评审表》（见附件1）。据此，由省国家税务局将本地区拟同意试点的出口企业名单及《跨境贸易人民币结算试点企业评审汇总表》（见附件2）上报国家税务总局（货物劳务税司）。</p> <p>（三）试点期间，试点地区税务机关应加强对试点企业的日常管理，对于试点企业出现下列情况之一者，要及时将有关情况上报国家税务总局（货物劳务税司）：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 发生骗取出口退税等涉税违法行为或涉及税务违法案件检查的； 2. 使用虚开的增值税专用发票申报出口退税的； 3. 多次未按规定提供税务部门所需单证、资料且经劝告无效的。 <p>二、试点企业申报办理跨境贸易人民币结算出口货物退（免）税有关规定</p> <p>（一）试点企业申报办理跨境贸易人民币结算方式出口货物退（免）税时，不必提供出口收汇核销单，但应单独向主管税务机关申报，如与其他出口货物一并申报，应在申报表中对跨境贸易人民币结算出口货物报关单进行标注。</p> <p>（二）试点地区税务机关受理跨境贸易人民币结算方式出口货物退（免）税后，不再审核出口收汇核销单及进行相关信息的对比，出口退税审核系统中产生的有关出口收汇核销单疑点可以人工挑过。</p> <p>（三）对属于《管理办法》第二十三条规定情</p>	<p>5、最近の2年間のうち、偽造発票（農産物買い付けの発票を含む）又は偽造増値税専用発票で輸出貨物税還付（免除）を申請したことがないこと；</p> <p>6、審査中、税法違反の疑いで検査を受けたことがないこと；</p> <p>（二）パイロット地域の地方（市）税務機関が厳格に上記の基準に基づき、パイロット輸出企業に対して条項毎に審査し、「クロスボーダー貿易人民元決済パイロット企業審査表」（添付1）を記入しなければならない。それで、省の国家税務局が当該地域の仮批准の輸出パイロット企業リストと「クロスボーダー貿易人民元決済パイロット企業審査総表」（添付2）を国家税務総局（貨物労働税司）へ報告する。</p> <p>（三）試行期間中、パイロット地域の税務機関がパイロット企業への日常管理を強化しなければならない。パイロット企業に下記の状況の一つがあった場合、即時に国家税務総局（貨物労働税司）へ報告する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、輸出税還付を詐欺するなど、税法違反行為が発生し、又は税法違反の容疑で検査を受けること； 2、偽造増値税専用発票を使用して税還付を申告すること； 3、数回に渡り、税務部門に要求された証憑、資料を提出せず、しかも是正しないこと。 <p>二、パイロット企業がクロスボーダー貿易人民元決済輸出貨物税還付（免除）を申請することに関する規定</p> <p>（一）パイロット企業がクロスボーダー貿易人民元決済方式の輸出貨物税額還付（免除）を申告し手続を行う際、輸出外貨受取照合書を提出する必要はないが、但し主管税務機関へ単独で申告しなければならない。もしその他の輸出貨物と一緒に申告する場合、申告表においてクロスボーダー貿易人民元決済の輸出貨物通関申告書に対しマークを明記しなければならない。</p> <p>（二）パイロット地域の税務機関はクロスボーダー貿易人民元決済方式の輸出貨物税額還付（免除）を受理した後、輸出外貨受取照合書の審査及び関連情報の照合を行わず、輸出税額還付審査システムにより生成される関係する輸出外貨受取照合書の疑問点は手作業で調整することができる。</p> <p>（三）『弁法』第二十三条で規定される事情に属</p>
---	---

形的试点企业，税务机关可要求试点企业提供相关数据、资料，建立台账制度，加强后续跟踪监管，如有必要可要求试点企业提供有关情况的书面说明，并可根据《管理办法》第十八条有关规定，提请银行部门提供试点企业有关跨境贸易结算的数据、资料，以供对比分析使用。

(四) 各试点地区税务机关要积极支持跨境贸易人民币结算试点工作，一方面在严格审核的基础上，及时准确办理出口货物退(免)税；另一方面要加强试点企业有关业务的日常管理和预警评估工作，严防骗税发生。凡审核中发现异常出口业务，应暂缓办理该笔出口货物退(免)税，待核实有关问题后，依法按规定处理。

三、出口退税系统应用有关要求

(一) 针对跨境贸易人民币结算出口货物退(免)税业务，国家税务总局已对出口退税审核系统部分模块进行了升级，增加了若干审核疑点配置，审核系统升级内容见附件3。请你局使用升级后的出口退税审核系统对试点企业跨境贸易人民币结算出口货物退(免)税进行审核。

(二) 请你局通过国家税务总局电子传输系统出口退税子系统查询试点企业跨境贸易人民币结算的相关数据，在跨境贸易人民币结算业务办理出口退(免)税进行数据分析，做好出口退税预警评估工作。

附件：

1. 跨境贸易人民币结算试点企业评审表
2. 跨境贸易人民币结算试点企业评审汇总表(略)
3. 跨境贸易人民币结算业务升级说明

二〇一〇年六月二十九日

するパイロット企業について、税務機関は関連データ、資料を提出するようパイロット企業に要求し、台帳制度を構築し、後続追跡監督管理を強化することができ、必要がある場合には、関係する状況の書面説明を提出するようパイロット企業に要求することができ、また『管理弁法』第十八条の関係規定に基づき、対比分析に使用するために、関係するクロスボーダー貿易決済のデータ、資料を銀行部門がパイロット企業に提出を要求するよう提起することができる。

(四) 各パイロット地域の税務機関は、クロスボーダー貿易人民元決済の試行業務を積極的に支持する必要がある、一つの方面では、厳格な審査を行うことを基礎として、輸出貨物税額還付(免除)を遅滞なく正確に行う必要がある。もう一つの方面では、パイロット企業の関係する業務の日常管理とアラーム評価業務を強化し、税金を騙し取る行為の発生を厳格に防止する必要がある。審査で異常な輸出業務が発見された場合には当該輸出貨物税額還付(免除)を見合わせ、関係する問題の事実確認を行った後、法により規定により処理を行わなければならない。

三、輸出税還付システムの応用に関する要求

(一) クロスボーダー貿易人民元決済輸出貨物税還付(免除)業務に対し、国家税務総局が税還付審査システムの関連モジュールをアップグレードして、若干疑問点の審査機能を増加した(添付3参考)。貴局がアップグレード後のシステムを使用して税還付(免除)業務を審査、処理してください。

(二) 国家税務総局の電子転送システムの輸出税還付サブシステムを利用して、パイロット企業のクロスボーダー貿易人民元決済に関連する情報を検索して、業務中よくデータ分析をして、事前防止と評価業務を実施してください。

添付：

1. クロスボーダー貿易人民元決済パイロット企業審査表
2. クロスボーダー貿易人民元決済パイロット企業審査総表(略)
3. クロスボーダー貿易人民元決済業務アップグレード説明

二〇一〇年六月二十九日

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250